

## 12 上下水道



## 水 道

当市の水道事業は、健康で文化的な市民生活や社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤施設として重要な役割を果たしており、安全で良質な水を安定的に供給できる水道施設の整備を推進する必要があるため、令和2年度の重点事業として、老朽管更新事業や浄配水施設更新事業などにより安定給水を維持・推進するとともに、施設の安定稼働を図った。鶉ノ木浄水場更新事業については、電気設備浸水対策工事等を実施した。また、水質検査や配水管洗管事業などを実施し安全で良質な水の供給に努めた。

給水状況については、令和2年度末現在給水戸数6万9,247戸、給水人口14万8,823人で、前年度に比べ給水戸数で672戸の増加、給水人口で585人の減少となった。

### 1 水道施設

名 称	所在地	創設年月	取水能力	貯水容量
鶉ノ木浄水場	鶉ノ木	昭和41年6月	11,200m <sup>3</sup> /日	1,000m <sup>3</sup>
柏原浄水場	柏原	昭和47年11月	2,000m <sup>3</sup> /日	2,300m <sup>3</sup>
堀兼浄水場	堀兼	昭和39年8月	1,600m <sup>3</sup> /日	5,600m <sup>3</sup>
水野浄水場	水野	昭和47年6月	200m <sup>3</sup> /日	—
稻荷山配水場	入間川	昭和34年11月	—	37,700m <sup>3</sup>
水野配水場	南入曽	昭和63年3月	—	15,000m <sup>3</sup>
笹井配水場	笹井	平成9年3月	—	13,800m <sup>3</sup>

### 2 給水状況の推移

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給水区域内人口(人)	150,367	149,471	148,882
給水戸数(戸)	68,028	68,575	69,247
給水人口(人)	150,305	149,408	148,823
普及率(%)	99.96	99.96	99.96
年間配水量(m <sup>3</sup> )	17,258,016	17,357,007	17,539,314
1日平均配水量(m <sup>3</sup> )	47,282	47,423	48,053
1人1日平均配水量(ℓ)	315	317	323
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	16,282,449	16,030,913	16,263,145

### 3 水道料金

料 金 用 途	基 本 料 金		従 量 料 金	
	水道メーターの口径	金 額 (2月当たり)	使 用 水 量	金 額 (1立方メートルにつき)
一般用	13ミリメートル	900円	20立方メートルまでの分	45円
	20ミリメートル	1,200円	20立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	115円
	25ミリメートル	1,800円	40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分	170円
	30ミリメートル	4,800円	60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	215円
	40ミリメートル	7,600円	100立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	270円
	50ミリメートル	22,000円	1,000立方メートルを超える分	320円
	75ミリメートル	38,000円		
	100ミリメートル	55,000円		
	150ミリメートル以上	管理者が定める額		
公衆浴場用			1立方メートルにつき	130円
臨時用			1立方メートルにつき	380円

#### 備 考

- 1 水道料金は、上の表で計算された額に100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)となる
- 2 「一般用」とは、「公衆浴場用」及び「臨時用」以外に使用するものをいう
- 3 「公衆浴場用」とは、物価統制令第4条の規定が適用される公衆浴場において使用するものをいう
- 4 「臨時用」とは、一般家庭、工事現場などにおいて、臨時に使用するものをいう

#### 4 手数料

名 称	水道メーターの口径	単 位	金 額
設 計 審 査 手 数 料	25ミリメートルまで	1件につき	2,500円
	30ミリメートル及び 40ミリメートル	〃	4,000円
	50ミリメートル以上	〃	6,500円
工 事 検 査 手 数 料	25ミリメートルまで	〃	10,000円
	30ミリメートル及び 40ミリメートル	〃	15,000円
	50ミリメートル以上	〃	25,000円
確 認 手 数 料	25ミリメートルまで	〃	12,500円
	30ミリメートル及び 40ミリメートル	〃	19,000円
	50ミリメートル以上	〃	31,500円
指定給水装置工事 事業者指定手数料		〃	10,000円
指定給水装置工事 事業者指定更新手数料		〃	10,000円
各 種 証 明 手 数 料		〃	300円

#### 5 水道利用加入金

水道メーターの口径	金額（1給水装置につき）
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	220,000円
25ミリメートル	360,000円
30ミリメートル	540,000円
40ミリメートル	1,020,000円
50ミリメートル	1,830,000円
75ミリメートル	4,780,000円
100ミリメートル	8,800,000円
150ミリメートル	15,500,000円
200ミリメートル以上	水道メーターの口径の断面積及び流量を基礎として 管理者が定める額

#### 備 考

水道利用加入金は、上の表の額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）となる

## 下 水 道

下水道は、健康で快適な居住環境を実現し、環境衛生及び公共用水域の水質の保全並びに市街地における浸水被害の解消を図るために不可欠な都市基盤施設である。当市の下水道事業は、埼玉県荒川右岸流域下水道計画に整合した公共下水道として、その整備区域の拡大を図り、令和2年度末現在、汚水の供用開始面積は1,978.88haとなり、14万4,869人の汚水処理が可能となった。下水道に接続した件数は令和2年度末で6万1,290件、水洗化率は98.81%となった。

また、供用開始区域の拡大に伴い、投資効果や環境衛生等の向上を図るため、各戸訪問による水洗化の普及促進に努めるとともに、事業所排水などの水質検査、管渠清掃及び有収率向上を目的に不明水調査業務などの実施を通じて、維持管理の一層の充実に努めた。

令和2年度汚水管整備としては、市街化調整区域第4期整備事業として汚水幹線及び枝線の整備を<sup>進</sup>進した。また、浸水被害の軽減を図るため、不老川雨水管渠の整備を推進した。

### 1 供用開始の状況

区 分	久 保 川 処 理 分 区			不 老 川 処 理 分 区		
	令和元年度末	令和2年度末	累 計	令和元年度末	令和2年度末	累 計
供用開始面積 (ha)	1,013.25	6.23	1,019.48	385.56	1.93	387.49
処理可能人口 (人)	73,031	△ 75	72,956	39,420	130	39,550
人口普及率 (%)	98.83	0.16	98.99	91.52	0.22	91.74
面積普及率 (%)	97.92	0.60	98.52	94.17	0.47	94.64

区 分	新 河 岸 処 理 分 区			合 計		
	令和元年度末	令和2年度末	累 計	令和元年度末	令和2年度末	累 計
供用開始面積 (ha)	563.71	8.20	571.91	1,962.52	16.36	1,978.88
処理可能人口 (人)	32,759	△ 396	32,363	145,210	△ 341	144,869
人口普及率 (%)	98.01	0.01	98.02	96.55	0.14	96.69
面積普及率 (%)	96.95	1.41	98.36	96.88	0.81	97.69

※ 人口普及率：(処理可能人口÷行政区域内人口)×100

面積普及率：(供用開始面積÷認可面積)×100

2 下水道使用料

汚水の種別	基本使用料	従量使用料	
		排除量	金額（1立方メートルにつき）
一般汚水	1,200円	20立方メートルまでの分	12円
		20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	85円
		40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	95円
		60立方メートルを超え200立方メートルまでの分	120円
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	140円
		1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	170円
		2,000立方メートルを超える分	200円
浴場汚水	8,000円	200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	45円
		1,000立方メートルを超える分	65円
<p>備考</p> <p>1 下水道使用料は、上の表の額に100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)となる</p> <p>2 「一般汚水」とは、汚水のうち浴場汚水を除いたものをいう</p> <p>3 「浴場汚水」とは、汚水のうち公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条に規定する公衆浴場の営業から生じたものをいう。</p>			